

○ 江東区社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロンの活動支援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江東区社会福祉協議会（以下「社協」という。）がふれあい・いきいきサロンの活動支援を行うことにより、地域住民による主体的な活動及び交流を促し、もって地域における孤立化防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ふれあい・いきいきサロン」（以下「サロン」という。）とは、地域住民が自主的に運営する団体のうち、次の各号のすべてに該当するものをいう。

- (1) 主たる目的が地域住民による支え合い又は助け合いの活動を通じた孤立化防止を図るものであること。
- (2) 高齢者、障害者、子育て中の親子、外国人等が参加者の中心であること。
- (3) 居住する地区での地域福祉の推進に寄与する活動であること。
- (4) 区内での活動であること。
- (5) 公序良俗に反しない活動であること。
- (6) 非営利の活動であり、特定の政治及び宗教活動を目的としないこと。
- (7) 誰もが気軽に参加できること。
- (8) 活動内容が社協の支援対象として許容できること。

(登録手続等)

第3条 サロンとして登録を希望する団体は、ふれあい・いきいきサロン登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上社協に申請する。

2 社協は前項の申請があったときは、内容を審査しふれあい・いきいきサロン登録承認・不承認決定通知書（様式第2号）を交付する。

3 登録事項に変更（活動の停止及び登録の廃止を含む。）を生じたときは、サロンは変更事由の生じた日の翌日から起算して30日以内にふれあい・いきいきサロン登録内容変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

(現況把握)

第4条 社協は、前条第2項による登録承認をした後も毎年度サロンを訪問し、活動状況の把握、支援内容の相談及び助言、次年度の登録希望の確認を行う。

2 サロンは、社協から訪問実施の連絡があったときは訪問に応じることとし、訪問を拒否した場合は、社協は当該サロンの登録を取り消すことができる。

(活動支援)

第5条 社協は、サロンに対し、必要に応じて次に掲げる活動支援を行う。

- (1) スタッフ・参加者の募集

- (2) ちらし・ポスター作成
- (3) 活動場所の相談
- (4) 情報の提供
- (5) P R活動
- (6) 人材の紹介
- (7) レクリエーション備品の貸出
- (8) 他の登録サロンとの連絡及び調整

2 社協は、サロンが次の各号のいずれにも該当するときは、予算の範囲内で活動費用の一部を助成することができる。ただし、社協が行う他の助成金と重複しての助成はできない。

- (1) 月1回以上の定期的な活動を行っていること。
- (2) 参加者が5名以上であること。

3 前項の規定に基づく助成金の内容は以下のとおりとする。

種別	参加者		助成金額	回数
活 動 費 助成金	助成開始 後 5 年間	5 名から 2 0 名まで	活動 1 回分につき 1, 500 円	月 2 回まで
		2 1 名以上	活動 1 回分につき 2, 000 円	月 2 回まで
	助成開始 後 6 年目 以降	5 名以上	1, 000 円	月 1 回
			1, 500 円	月 2 回
			2, 000 円	月 3 回以上
講 師 謝 礼			実費（原則）又は上限 5, 000 円のうち低い額	年 1 回
会場費			実費（原則）又は上限 1, 000 円のうち低い額	月 2 回まで

(注) 活動費助成金は打合せ会のみ場合は対象外とする。

(助成金の申請)

第6条 サロンが前条第2項及び第3項に規定する助成金の交付を求めるときは助成金の申請を行うこととし、種別毎に、ふれあい・いきいきサロン活動費・会場費助成金申請書（様式第4号）及びふれあい・いきいきサロン講師謝礼申請書（様式第5号）を用いる。

2 前項の申請書は、実施した日の属する月の翌月10日までに提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 前条による申請があったときは、社協は上半期（4月1日から9月30日までの分）及び下半期（10月1日から3月31日までの分）毎に内容を審査し適正であると認めるときは、ふれあい・いきいきサロン助成金交付決定書（様式第8号）を送付する。

2 助成金の交付は、口座振替の方法により行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成15年1月14日から施行します。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。